

指定給水装置工事事業者の指定更新申請手続

去る平成30年12月、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されました。

この改正により、従来無期限であった指定の有効期限が5年間となることから、指定給水装置工事事業者さまにおかれましては、有効期限内での更新手続が必要となります。

1 現在の指定の有効期限について

(1) 令和元年9月30日以前に指定を受けた指定給水装置工事事業者さま

本企業団より「新規指定を受けた時期」を基準に現在の指定の有効期限が決まります。

有効期限は下表左欄の時期に対応する同表右欄の期間です。有効期限の近づいている指定給水装置工事事業者さまには本企業団より別途更新の手続きについての通知をいたします。

引き続き本企業団管内で給水装置工事の実施を予定している場合は、更新手続をさせていただきますようお願いいたします。

指定を受けた時期	現在の指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日～	指定を受けた日から5年間

(2) 令和元年10月1日以降に指定を受けた指定給水装置工事事業者さま

本企業団より新規指定を受けた日から5年間、指定が有効となります。なお、指定の有効期限は、指定給水装置工事事業者証（以下「事業者証」という。）にも記載されています。

2 申請時に必要な書類

- ▶ 指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏面）【様式第1号】
- ▶ 機械器具調書【様式第1号別表】
- ▶ 誓約書【様式第2号】

▶ その他添付書類

書類	個人	法人	備考
住民票の写し	○	—	個人番号の記載のないもの
登記事項証明書（現在事項全部証明書）	—	○	
定款の写し	—	○	
給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し	○	○	いずれかの写しでよい

3 更新に係る手数料

更新の際、以下の手数料が必要となります。上記2の書類をご提出いただいた後、別途発送する本企業団が発行する納入通知書を用いて収納取扱金融機関にてお支払いいただきます。

なお、新しい事業者証発行の際、手数料の領収書の写しが必要になりますので、領収書は大切に保管してください。（※事業者証を受領する際に旧事業者証を返納していただきます。）

指定給水装置工事事業者の更新 7,000円が必要となります。

4 更新に係る申請の方法

上記2の書類を下記申請先に持参又は郵送にてご提出ください。

5 申請先

〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212

愛知中部水道企業団 給水課 給水装置申請グループ 窓口

更新制に関するお問い合わせ先

愛知中部水道企業団 給水課 給水装置申請グループ

TEL 0561-38-0035

FAX 0561-38-1427